

はじめに

- ☐ 体調を万全にしてのぞむ。
- ☐ 問題文を読む前に、いつも忘れそうなことを問題文の欄外に書くこと。
- ☐ 難しさを測ること-難しさに応じて作戦を変更すること。 -難しさによってタイムスケジュールを変える。
- ☐ 知らないことで自分を見失わないこと。自分のパターンに持ち込んで勝負する。
- ☐ 今までやったことのないことは基本的にしないこと。
- ☐ 問題文が答え。全て載っている。解答用紙が答え。ココにしか描けない内容しか出題できない。
- ☐ パレートの法則：最初の20%で全体の80%が決まる。
- ☐ この施設が「子ども・子育て支援センター（保育所、児童館・子育て支援施設）」であることを忘れないこと
- ☐ 自身の合格を確信し、最後の最後まで絶対諦めないこと。

条件読解

- ☐ 設計条件は絶対遵守。
 - 1) 「子ども・子育て支援センター（保育所、児童館・子育て支援施設）」であることを忘れないこと。
 - 2) 全体構成に影響を与える5点
 - ①保育所間口数、②保育所1階or1-2階、③1階に他に来る部門、④6x7,7x6, (40m2系) 7x7 (50m2系)
 - ⑤屋外遊戯場の大きさ ⑥大空間2階or3階 ⑦そして短辺奥行き36m (4m+30m+2m) 以上かどうか。
 からイメージを柔らかく作ること。
- ☐ 児童福祉法に則るかどうか記述がなければ、今まで通り行うこと。(h15は児童福祉法に寄らないと記述あり)
- ☐ 見慣れた言葉は味方として。見慣れない言葉に最重点注意。
- ☐ 設備系の指定には注意 受水槽、キュービクル、空調方式等。特にEVの部門・用途設定は、間違えると失格事項。

要求図書

- ☐ 特記事項を絶対逃さない。特に目新しい表記、見慣れない指示事項には最大限注意すること。
- ☐ 面積記入・造作記入。切断位置なども注意しよう。
- ☐ 断面図は、切る場所のチェック・切る方向のチェック→用紙に書き込んでおくこと。
- ☐ 計画の要点／面積表はできるだけ最初を書くこと。(最後は手が震える)面積はチェックにチェックを重ねること。

敷地条件

- 1) 敷地・計画エリア形状 2) 接道条件 3) 隣地条件 4) その他特記 の4つの視点でチェックする。
- ☐ まず敷地形状の確認 (6x7,7x6,7x7のいずれかで、メイン道路4m、サブ3m、敷地境界2mの空き可能か否か)。
 - ☐ アプローチ道路の確認。公園からのサブアプローチはさらに確認！
 - ☐ 周辺敷地の優先順位の確認。保育所は南>南東>東>南西 主要な室をよい方向に向ける。
 - ☐ 道路をはさんでの環境はあまり重視しなくてよい。
 - ☐ 隣接敷地の建物形状まで出題されることもある(H16,H7,H21)
 - ☐ 建蔽率、70%以下の場合、大きな広場があるか、建蔽率によってコマ数アウト、がでてくるので要注意。
 - ☐ このタイミングで道路斜線はチェックしておきたい。

建築物

- ☐ その他、「ピロティ、バルコニー、塔屋、屋外階段」の4項目以外に入らない面積(屋外テラス等)を書き出しておくこと。
- ☐ アプローチ指定があるのはたいていココなので、細心のチェック。
- ☐ 保育所が2階の場合、エレベーター、(屋内)階段、バルコニー、屋外階段、すべり台の記述には注意すること。

その他の施設

- ☐ プラザ・広場・オープンスペース等はひさしやピロティ部分を含むかとアプローチに使ってよいか必ずチェック。
- ☐ 広場・プラザが出題された場合、形状、大きさに注意。広場は1:1、1:2、制限なしの4m幅3パターンが原則。
- ☐ 集会機能が要求される場合は、1:1か1:2が原則。それ以外は1:2をはずしてよい。
- ☐ 屋外デッキ等は広場とは異なる位置付けなので、形状はそれほど気にしなくてよい。
- ☐ 駐車場との関係、計画エリア内に設けるか+動線、降車後の動線に注意。歩道の切り開き幅は記述に従う。
- ☐ 駐輪場20台(10mx4m)から80台(20mx6m)までパーツを準備しておこう。駐輪場あなどるべからず。

法規

- ☐ 二方向避難は、3階よりも2階が危ない。「耐火建築物かつ内装不燃材料により重複避難距離を30mとする」
- ☐ 3つの防火区画：
 - ・面積1500m²ごとにただ単に区画する1500m²面積区画 ・3層吹抜けは1階も縦穴区画をする
 - ・異種用途は出入口が別の場合にかかるので、可能ならシャッターで区切る。
- ☐ 500m²毎に防煙区画が必要
 - ・防煙垂れ壁が500m²ごとに必要
 - ・100m²以下の事務室で無窓なら「建設省告示1436号より仕上下地ともに不燃材料とし排煙免除。」と記載。
- ☐ 第1種低層住居専用地域の場合、絶対高さ等の指定がある場合は注意。
- ☐ 道路斜線（2 Aかつ35m）住居系1.25 それ以外1.5
 - 守れない場合は、→建築基準法56条 7 より、天空率から道路斜線制限により確保される採光・通風と同程度以上の採光・通風が確保されていると考えられ、道路斜線制限を適用しない建築物とする。を使う。
- ☐ 居室：廊下側の窓先に階段とかすべり台がある場合や中廊下だと廊下側では採光が取れない無採光室になる。

要求室

- ☐ 保育所が生命線。
- ☐ 柱の梁受け＝構造不安定として絶対に禁止。
- ☐ 集会機能が求められる場合、1：2原則
- ☐ コーナー・ロビー・ラウンジ・サロン・ホワイエは求められない限り、原則室とせずオープンとする。

特に難しい言葉について / 仕掛けてくるだろうポイント

- ☐ 和製英語のような専門用語に関しては、とにかくびびらないこと。＝知っている空間に置き換える。体験したことのない空間は出題されない。 ガレリア：ガラス屋根の回廊、吹き抜け廊下状の空間など。
- ☐ 外部→アプローチが決めにくい。公園グラウンドへのパス。駐車場多い、駐輪場多い。勾配屋根。
- ☐ 内部→保育所サイズ大小と1, 1-2階。光庭、内部吹抜け。部門の独立と共有。
- ☐ 要求内をが観たことがない。全く考えてなかった何かが盛り込まれる可能性も十分ある。

その他

- ☐ 計画の要点は、1問でも白紙は失格。
- ☐ 難しいと思う計画の要点の場合、少なくともそこだけ残して他を完全に仕上げ、時間を不用意に取られないこと。
- ☐ 難しいときは描き込み量勝負。簡単なときは丁寧な描き込みの質勝負。
- ☐ 自分がパニックになるときは回りも実はパニックになっていることを忘れるべからず。

最後に

■試験とは、究極、時間との勝負です。

力を出し切ること、ミスを極力少なくすれば、3時間で図面が描ける人は絶対に合格できます。

でも力が出し切れず、ミスをするのが人間という生き物です。

力を出し切るには、平常心。深呼吸すること。

ミスをなくすことはできないので、チェックする時間をつくること。

これだけで合格率は10%上がることを最後まで忘れずに。 祈合格。

平成28年10月6日

製図試験.com主宰 山口達也